ヨルダン	レバノン	アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エジプト	エチオピア	ガーナ	ガボン	カメルーン	ギニア
ディナール	ポンド	ディナール	クワンザ	シリング	ポンド	ブル	セディ	CFAフラン	CFAフラン	フラン
39.50	84,500	4,150	5,100	116,000	315	781	81	28,000	28,000	333,500
79.50	169,500	8,350	10,200	233,000	625	1,563	161	55,500	55,500	666,500
39.50	84,500	4,150	5,100	116,000	315	781	81	28,000	28,000	333,500

ケニア	コートジボワール	コンゴ民主共和国	ザンビア	ジブチ	スーダン	セネガル	タンザニア	チュニジア	ナイジェリア	ブルキナファソ
シリング	CFAフラン	フラン	クワチャ	ジブチ・フラン	ポンド	CFAフラン	シリング	ディナール	ナイラ	CFAフラン
4,400	28,000	51,000	263,000	9,600	135	28,000	79,000	78	8,450	28,000
8,750	55,500	102,000	526,000	19,200	270	55,500	159,000	156	16,950	55,500
4,400	28,000	51,000	263,000	9,600	135	28,000	79,000	78	8,450	28,000

ベナン	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ	マリ	南アフリカ共和国	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ	リビア	ルワンダ
CFAフラン	プラ	アリアリ	クワチャ	CFAフラン	ランド	ウギア	メティカル	ディラム	ディナール	ルワンダ・フラン
28,000	385	116,000	8,300	28,000	417	15,200	1,880	455	71	33,300
55,500	770	233,000	16,700	55,500	833	30,300	3,760	910	141	66,700
28,000	385	116,000	8,300	28,000	417	15,200	1,880	455	71	33,300

附　則

1　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　ジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

○外務省令第二号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項及び旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

第一条　国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。